

第 27 回静岡市・清水市合併協議会次第

日 時：平成 14 年 2 月 20 日(水)

午後 1 時 30 分から

場 所：ホテルセンチュリー静岡

5 階「センチュリールーム」

1 開 会

2 会長あいさつ

静岡市・清水市合併協議会会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

3 報 告

(1) 「静岡合併・市民意見発表会」意見発表者等について(資料 1)

4 協 議

(1) 新市建設計画変更案の決定について(資料 2)

(2) 事業所税の取扱いについて(資料 3)

(3) 新市の名称について(資料 4)

(4) その他

5 閉 会

開会

司会 皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中を御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

ただいまから第27回静岡市・清水市合併協議会を開催をいたします。

なお本日の傍聴者は一般傍聴者の方が98人、市議会議員の方が26人、県議会議員の方が1人、報道機関の方が13社42名となっております。合計167人となっておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず最初に会長でございます小嶋静岡市長から御挨拶申し上げます。

会長あいさつ

小嶋会長 本日は大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

前回2月2日の合併協議会の開催以降、正副部会長会議、6分野5部会での部会の会議、さらには市民意見発表会実行委員会と、それぞれの会議を開催していただきまして、委員の皆さんには大変御苦労さまでございました。

また、昨年11月25日から開催いたしました地区説明会も、2月の12日をもちまして延べ5,086人の皆さんに御参加いただき、多くの意見をお伺いすることができました。御参加いただいた多くの市民の皆さんはもとより、各部会を代表されて御出席いただいた各委員の皆さん、利用させていただいた各施設の関係者の皆さんを始め、御協力をいただいた多くの皆さんに、この場をお借りいたしまして改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

本日は、地区説明会における市民意見の状況を踏まえ、各部会で御協議をいただいた結果に基づき、新市建設計画の変更案について御決定をいただくとともに、本協議会が合併協議項目として定めた31の項目のうち、残された2項目であります事業所税の取り扱いと新市の名称について御協議をいただきたいと思います。

特に新市の名称につきましては、2月の13日に、正副部会長会議を開催をしていただき、公明正大な名称決定方法として、投票方式を採用することで結論を得られたとのことであり、協議結果の詳細は後ほど金子部会長さんから御報告をいただきますが、本日も、既に御通知をいたしております2月28日の2回に分けて慎重に選んでいこうとのことであり、よろしくお願いをいたします。

3月20日の是非決定に向けて残り1カ月となり、静岡地域の歴史的な決断に向けて一つ一つの議論が極めて重要な意味を持つこととなります。本日も引き続き円滑な会議運営に御協力をお願いいたします。

いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

司会 ありがとうございました。

それでは会議に入らせていただきます。恐れ入ります、報道の皆さんは定位置のほうにお戻りをいただきたいと思います。

なお、本日の会議は委員39名中、38名の出席をいただいておりますので、規約第10条第1項の規定により委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立をいたしております。

また、毎回お願いをしているところでございますけれども、議事録の作成上、御面倒でもお名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。なお、発言をされる場合がございますが、お近くの係員がマイクをお持ちいたしますので、どうぞよろしく御協力をお願いいたします。

それでは議事進行は規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が議長となっていくこととなっておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

小嶋会長 それでは次第に基づきまして議事を進めます。

まず、静清合併・市民意見発表会の意見発表者等について、実行委員会の大多和委員長さんから、御報告をお願いしたいと思います。それでは大多和さん、よろしく申し上げます。

「静清合併・市民意見発表会」意見発表者等について（資料1）

大多和昭二委員（静岡県総務部理事） 市民意見発表会実行委員長の大多和でございます。実行委員会を代表いたしまして、市民意見発表会の発表者等につきまして御報告を申し上げます。資料の1をごらんいただきたいと思います。

3月の2日及び3日に開催いたします市民意見発表会での発表者につきまして、2月3日から12日までの間、公募いたしましたところ、1ページの上段にありますとおり、静岡市民が38人、清水市民14人、計52人の応募をいただきました。内訳は賛成26人、反対20人、その他6人でありました。各実行委員におきましては、応募されました市民の意見要旨すべてを事前に熟読した上で、2月18日の第3回実行委員会に臨み、発表者の選考を行いました。

選考に当たりましては、まず市民の発言要旨の評価を行いまして、それを集約し、次に各会場ごとに賛成、反対の人数を同数にすること、及び両市民の人数を極力同数とすることなどに留意して選考を行いました。発表予定時間から発表者合計が2日間で延べ28人程度ということになっておりますので、清水市民の応募者14人の全員に発表していただくことをまず決定いたしまして、これに対して応募の多かった静岡市民の発表者数を同程度とする方向で、賛否の数を調整するこ

といたしました。その結果、1ページの下段にありますように、両日とも賛成7人、反対7人ずつといたします。これにその他の中から静岡市民、清水市民各1人ずつを加え、合計30人に発表していただくことといたします。

選定した発表者の皆さんについてであります。資料の2ページをごらんいただきたいと思います。発表の順序は反対の方、賛成の方を交互に行い、最後にその他の方に行っていただきます。個々の順序は本日の協議会でこの人選を御承諾いただいた後に、各応募者に出席の確認を行って決定させていただきます。選ばれた方が都合により出席できなくなる場合も想定されますので、その場合については、出席できなかった方と同一の市民で、かつ賛否の区分も同じ方の中から補充することといたしますので、この件に関しましてはあらかじめ御承諾をいただきますようお願いいたします。

なお選考に当たりましては、応募要旨の中にさまざまな数値、あるいはデータ等が引用されている方もございましたが、これらにつきましては、委員会として精査あるいは正否の確認はいたしておりません。発言の趣旨を尊重して選定いたしましたので、発表の内容につきましては、あくまで発表者本人の責任によって発表していただくことということで、本日の資料2ページにある皆さんにつきまして選考させていただいたことについて、あらかじめ本日お断りしておきたいと思っております。

以上のとおり御報告申し上げます。

小嶋会長 ただいまの報告に対しまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

ないようでありますので、委員長報告のとおり意見発表をお願いすることとさせていただきます。

なお、意見発表会も完全公開で実施をいたしますので、委員それぞれの所属団体の皆さんへ傍聴を呼びかけていただくとともに、報道機関の皆さんも、ぜひとも御協力よろしく申し上げます。

それでは引き続き協議に入ります。

まずは新市建設計画変更案の決定についてを議題といたします。

46カ所で開催をいたしました地区説明会における市民意見の状況を踏まえ、各部会で市民意見の整理と対応について御協議をお願いしてまいりましたが、各部会の協議結果に基づき、新市建設計画変更案についてお諮りをいたします。

それではまず事務局から全体的な資料説明をお願いいたします。

新市建設計画変更案の決定について

事務局長 それでは、お手元の資料2のほうをごらんをいただきたいと思います。本資料の構成でございますが、一番上の「新市建設計画の改定について（案）」の資料の次に、変更後の新市建設計画を添付をしてございます。その次に「新市建設計画への付帯意見（案）」がございまして、最後に「地区説明会意見交換概要」というように、全部で4部構成となっております。

それではまず一番上の「新市建設計画の改定について（案）」でございますが、ごらんをいただきたいと思います。

合併協議会では、昨年11月25日から2月12日まで、両市内46地区で説明会を開催をし、そこで新市建設計画を中心に、広く市民の声を聞いてまいりました。それらの市民意見を踏まえ2月14日から17日まで、各部会におきまして建設計画の変更が必要か否かの観点から協議が行われました。その結果、新市建設計画を改定することとなったものでありまして、さらに建設計画に加えまして、別紙のとおり付帯意見を添えるものでございます。

それでは、まず建設計画の変更内容について御説明を申し上げます。別添の新市建設計画をごらんをいただきたいと思います。

各部会における協議の結果、まず建設計画26ページのオペラハウスに関するところと、39ページの新庁舎、危機管理センターの建設に関するところの2つの項目につきまして、変更をしようとするものでございます。なお協議の経過ですとか結果、また変更理由等、詳細につきましては、この後、各部会長さんのほうから御報告をしていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして「新市建設計画への付帯意見」について御説明を申し上げます。建設計画のすぐ後ろに付帯意見が綴じてございますのでごらんをいただきたいと思います。

既に御説明をさせていただいたとおり、建設計画につきましては、2項目について変更をしようとするものでございますが、地区説明会におきまして寄せられた意見の中には、計画を変更する必要はないと思われるものの、新市におきまして計画を実施に移すに当たりまして十分に考慮をする必要があると思われる意見が、幾つか寄せられております。それらの意見につきまして、建設計画に付する意見として整理をさせていただいたものが、新市建設計画への付帯意見でございます。これは市民の意見や要望が、新市におきまして十分に反映されるよう、合併協議会が新市建設計画とともにこれを付しまして、合併新市に対して要望をするという位置づけとお考えをいただきたいというふうに思います。

それでは付帯意見の内容につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。まず1の全般に

関することですが、これは建設計画の実施に当たって、各部門に横断的に関係をいたします御意見のうち、特に重要であると思われるものをまとめてございます。(1)につきましては経済性、効率性の確保、(2)は新市の一体性、均衡ある発展への配慮、(3)は地理的条件等の現状分析の把握、(4)は地震防災への配慮となっております。また、以下、生活環境部門に関することから行財政部門に関することまで、特に新市におきまして配慮をする必要があると思われることからつきまして、ごらんのとおりの内容となっております。

なお建設計画の2項目の変更並びに、ただいま御説明をさせていただきました付帯意見の内容につきましては、それぞれの部会におきまして、その関係する項目についておのこの御了承をいただいておりますが、本日の全体の協議会におきまして改めて御決定をお願いをするものでございます。

最後に、「地区説明会意見交換概要」の厚い冊子についてでございますが、1ページにございますとおり、全体で5,086人の市民の皆様方に御参加をいただきまして、件数にいたしまして925件の御意見を頂戴をいたしました。先ほどの付帯意見とともに、地区説明会で寄せられましたこれら多種多様な御意見も、新市におきまして十分に斟酌をされる必要があることから、ここに添付をさせていただきます。この資料についての詳しい説明は省略をさせていただきますので、後ほどまた御一読をいただきたいというふうをお願いを申し上げます。

なお最後に、今後の手続でございますが、本日御決定をいただきました後、直ちに建設計画変更に係る手続に入ることとなりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

説明のほうは以上でございます。

小嶋会長 それでは次に各部長さんから、順次各部会における協議状況について御報告をいただきたいと思っております。まず生活環境部会の井上部会長さん、お願いいたします。

井上恒弥委員(静岡市議会議員) 生活環境部会の部会長の井上です。

当部会は昨年11月25日から本年2月12日にかけて、両市46カ所で開催した地区説明会で寄せられた市民の皆さんの御意見を踏まえた対応を協議するため、2月14日に開催いたしました。

地区説明会における意見のうち、当部会関係では、清掃工場を始めとする環境関係事業、東海地震対策を含めた防災関係事業、公園を始めとした地域のニーズに即したスペースの整備等についての質問、意見が多く出されました。

このような市民意見への対応については、新市建設計画の変更を行う必要があるか否かを中心に協議を進め、その結果、当部会関係事業については新市建設計画そのものの変更は必要ないとの結論に達したわけであります。

しかしながら建設計画の実施に当たっては、市民の皆さんの意向が反映されるよう、付帯意見を付することが必要であるとの認識から、別紙資料のとおり取りまとめたところであります。特に防災や公園にかかわる要望については、各地区で共通して出されましたので、地域ニーズに即した広場整備や、地域防災の充実強化、そして海岸侵食対策事業の一層の進捗などの表現を付帯意見に採り入れることにいたしました。以上、報告いたします。

小嶋会長 ありがとうございます。次に保健福祉部会の金子部会長さん、お願いいたします。

金子昌義委員（清水市議会議員） 第2部会、保健福祉部会長報告を申し上げます。保健福祉部会長の金子でございます。

当部会は2月17日に開催をいたしました。

地区説明会における意見のうち、当部会関係では、特別養護老人ホームを始めとした各種福祉施設の整備事業、救急センターや山間地医療等の医療関係事業、少子高齢化対策事業、人にやさしいまちづくりの推進等についての質問、意見が多く出されました。

このような市民意見への対応については、新市建設計画の変更を行う必要があるか否かを中心に協議を進め、その結果、当部会関係事業については、新市建設計画そのものの変更は必要でないとの結論に達したわけであります。しかしながら、建設計画の実施に当たっては、市民の皆さんの意向を反映されるよう、付帯意見を付することが必要であるとの認識から、別添資料のとおり取りまとめたところであります。

以上、御報告申し上げます。

小嶋会長 次に教育文化部会の織田部会長さん、お願いいたします。

織田高行委員（静岡青年会議所元理事長） 教育文化部会の部会長の織田でございます。

手前どもの部会は2月15日に部会を開きました。地区説明会におきましての意見のうち、当部会関係ではオペラハウス、スノーボー練習場、わんぱくドーム等の施設整備、または公民館、図書館等の社会教育施設整備事業、または校舎や体育館等の整備を含む学校教育の充実施策等についての質問、御意見が多く出されました。

このような意見の対応につきましては、新市建設計画の変更を行うかどうかということについて、十分議論をさせていただきましたが、その結果、当部会関係事業のうち、オペラハウスについては、事業の趣旨が正確に市民の皆さんに伝わらなかったということを踏まえて、市民文化会館の建て替え事業であるということを明確に明示するよう新市建設計画を変更することといたしました。また名称につきましては、施設名ではなく事業名ということで、事業概要を一部変更することで明確になるというふうに判断した次第です。

さらに建設計画の実施に当たっては、市民の皆さんからの意向が反映されるよう、付帯意見を付することが必要であるとの認識から、別添資料のとおりまとめた次第でございます。その際、教育施設の耐震化、または地域に身近なオープンスペースの確保等について、特に強調をしたものであります。

以上、御報告申し上げます。

小嶋会長 次の都市基盤部会の望月部会長さん、お願いいたします。

望月厚司委員（清水市議会議員） 当部会は2月16日に開催をいたしました。

地区説明会におきます意見のうち、当部会関係では、身近な道路や橋、トンネルから国家プロジェクトであります中部横断道を含む交通基盤の整備、清水港及びその周辺部の整備、東静岡地区の整備事業等についての質問や貴重な御意見をいただいたところであります。

このような市民意見への対応については、新市建設計画の変更を行う必要があるか否かを中心に協議を進め、その結果、当部会関係事業については新市建設計画そのものの変更は必要ないとの結論に達したわけであります。しかしながら、建設計画の実施に当たっては、市民の皆さんの意向が反映されるよう、付帯意見を付することが必要であるとの認識から、別添資料のとおりまとめたところであります。付帯意見の協議につきましては、山間地における環状道路、農林道などの道路整備のあり方について論議がなされ、新市に当たっては、山間地間を結ぶ道路整備、各都心を始めとする拠点間の均衡ある発展に十分配慮する必要があることを付し、まとめさせていただいたところであります。

以上、御報告申し上げます。

小嶋会長 次に産業経済部会と行財政部会の協議状況を一括して、青島部会長さんによるしくお願いいたします。

青島廣幸委員（静岡商工会議所相談役） 産業経済部会・行財政部会の青島でございます。

当産業経済部会関係では、厳しい経済情勢を踏まえた地場産業を始めとする商工業振興施策、海から南アルプスに至るそれぞれの地域に関しての観光振興施策、農林水産業の進行施策等についての質問、意見が多く出されました。このような市民意見への対応については、新市建設計画の変更を行う必要があるか否かを中心に協議を進め、その結果、産業経済部会関係事業については、新市建設計画そのものの変更は必要なしとの結論に達したわけであります。

しかしながら建設計画の実施に当たっては、市民の皆さんの意向が反映されるよう、付帯意見を付することが必要であるとの認識から、別添資料のとおり取りまとめたところであります。

次に、行財政部会について御報告いたします。

地区説明会における意見のうち、行財政部会関係では、東静岡地区への新庁舎建設事業、財政運営を始めとする都市経営のあり方等についての質問、意見が多く出されました。このような市民意見への対応については、新市建設計画の変更を行う必要があるか否かを中心に協議を進め、その結果、行財政部会関係事業のうち、新庁舎、危機管理センターの建設については、一部に誤解や憶測があり、新庁舎の建設に対する合併協議会の考え方を市民に正確に伝える必要があることから、「必要最小限の規模の」を事業概要に加えるよう、新市建設計画を変更することといたしました。

さらに、建設計画の実施に当たっては、市民の皆さんの意向が反映されるよう、付帯意見を付することが必要があるとの認識から、別添資料のとおり取りまとめたところでございます。

以上、報告を終わります。

小嶋会長 それでは、ただいまの説明に対しまして御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

栗田知明委員（清水市議会議員） 清水の栗田です。

今回の教育文化部会の中で、オペラハウスというのが出ていたわけですが、名称は変えないわけですが、中身を明確にされてきたわけなんですね。以前ではこう書かれていなかったわけですが、清水市民文化会館を建て替え、こういう格好で明確に、清水の古くなった市民文化会館の建て替えのものとして、名称をオペラハウス、こういう格好で出されてきたということが明確になってきて、こういう中身の変更が、若干つけ加えがされてきたと思ってるわけなんですね。

そして、中のいろんな説明会の中での文章を読ませていただきますと、現施設のところへは建てないで、別のところへ持っていく、こういうことが出されてきたわけでありまして、当初言われていた問題から明確に、今の市民文化会館の場所から南部地域へ移すということが明記されてきたわけなんです。

そうしますと、南部地域ということ清水市で言いますと、大体、巴川から海側の部分、海側っていうより三保側の部分を南部というじゃないかと思うんですけども、南部地域というと、僕は最初は市民会館があって、そしてオペラハウスを三保のほうかどっかへつくるんですよ、こういう認識になっていたわけなんですけれども、市民文化会館を今のところには建て替えない。そして今度は名称を変えないで、オペラハウスを今度は南部地域といいますと、市民にとっては大変重大な問題になるわけですから、南部地域といわれます場所を明確にしなかったらまずいような感じをするわけなんですね。

名称を変えたこと自体と、そして市民文化会館の建て替えだということが明確になって、建て替えと同時にその場所からよそへ移すんだということが明記されてきたっていう感じがしますから、その辺に対する考え方はどうなんでしょうか。

織田委員 はい、ありがとうございます。

栗田委員のおっしゃるとおり、場所についても当部会での議論はありました。この南部地域ということが、当初の建設計画のほうにも、もう明記をされておりましたのでね、清水側からの強い市民の要望というようなこともございますし、この説明会の中でも市民文化会館の老朽化を何とかしてほしいというような意見もありました。そういうこともあって、オペラハウスという名前については、いろいろと賛否両論ございましたけども、そういうことで、市民文化会館の建て替えということで、事業概要については明確にさせていただこうということになりました。

名前についても、南部地域というふうに当初から明記をしておりましたので、現段階で5ヘクタールという広大な敷地ですからね、そこにバーチャル水族館もその敷地の中に併設をしていこうという、文化ゾーンっていいですか、そういうゾーンをつくっていこうということですから、これを今の段階で、ここだというふうに明言するのはふさわしくないというふうに思いますんで、南部地域というふうに、地域名を指定をさせていただいた次第でございます。

また、こういう事業がここだというふうに明確に明言をしてしまいますと、ほかの事業すべて、建設場所ですとかそういうものを明確に明示していかなければならないことになりますので、この辺は行政の、これからこれが総合計画のもとになるわけですから、そういう意味では、明確にすることによって、いいこともありますし、不利になるという部分もございまして、この辺は南部地域というふうにさせていただきましたけども、よろしいでしょうか。

小嶋会長 そういう経過だったそうであります。栗田委員。

栗田知明委員 私は、最初のときはオペラハウスをどこかへつくるんだよって、こう認識していたわけなんですけれども、今回明確に、市民会館を建てかえをする、そして現施設のところへ建てかえをしない、こういう格好は明言されてきているわけなんですよ。そうしますとね、織田部会長さん、この清水市の南部地域っていうのはどこを指すのかな。限定はどこそこはしないって、こういうことを言いますけれども、市民会館を移転をさせるという点から見ていきますと、市民にとっては大変関心が高いことなんですよ。

新しい施設をつくるだけの問題であったならば、どこか抽象的で、どこでもいいっていうわけじゃないけれども、どこか南部地域で、三保かどこかを指してるんだねって、こういう格好で言ってもいいわけなんですけれども、今度は明確に、市民会館の建てかえということで、現施設へ建て

かえをしないということが明言されてきますと、それはある一定、どこその場所だ、南部というのはどこを指して言うんですかって。

私ども清水市の人間から言いますと、巴川から駒越、あちらへかけたところを南部と言いますし、駅中心のところは南部と言わないわけなんですけれども、そうしますと、南部というところへ言っただけでも市民会館の移転を、じゃどこなんだっていうことから見ていきますと、今まで中心部にあった、市民の皆さんが使っていた施設が、まあ田舎って言いほししいけど、周辺部の方へ行くような格好になりますからね、南部という問題から見ていきますと、もう少し明確にしてくれるのかな、そういう感じをしてるわけです。南部というのはどこを指すんですかね。

小嶋会長 それはだから今おっしゃったように、これから総合計画をつくるときに、南部のどこかっていうことはこれから議論されるんじゃないですか。総合計画を、この今の建設計画なんかにはそこまでははっきり……。織田さん、どうぞ。

織田委員 あのね、栗田さんね、これは建設計画ですから、栗田さんに場所を明言しろって言われても、別に私が決めることでも栗田さんが決めることでもないと思うんですね。ですからこれから要するにどこの地域にしていくんだ。南部ですから、今おっしゃるように、清水の方がおっしゃるようなところだと思いますよ。具体的には部会の中では、この辺の地域にというのは挙がってることは事実なんです。ただね、その名前を明言するってことが、何か意味があるんですか。栗田さんが知りたいだけなんですか。（笑）ですからね、建設計画ですから、いわゆるこういうふうに事業名を、事業をここに位置づけるんだということで、僕は十分だと思いますけど。

小嶋会長 織田さんのおっしゃるとおりでね、これ以上……

栗田知明委員 市長、市長。市長、ちょっとしゃべんなよ。私が言うのは、南部地域っていうのが、織田部会長が言われたとおり、栗田さんが言うような地域ですよと、こう言われますでしょ。そうすると清水の南部地域、巴川より南側、つまり三保、折戸、駒越、あちら側を指していくんですけれどもね、それでいいんですかねって、そうじゃないんじゃないんですかねって、僕は疑問を感じてるからこそ言ってるわけで、南部という……。

小嶋会長 だからそれは新市になって建設計画をつくるときに、皆さんで議論して決めればいいんじゃないですか。

栗田知明委員 違うさ、そんな。初めからね、移転をするという格好だけで書いてあるだったらいいんですけれども、南部という形で限定してありますと、南部っていうのはどこかなって、こういう問題になってきますし、宮城島清水市長さん、もう少し明確にその辺答えてくださいよ。

小嶋会長 だって清水市長が決める話じゃないでしょ。

じゃ風間さん、どうぞ。

風間重樹委員（清水市議会議員） 教育文化の清水の副部会長の風間と申します。

今回のオペラハウスに関しましては、前提として清水文化会館の建てかえというものがありまして、これは地区説明会のほうでもるるお話をしてきたんですけども、その建設の期間中に文化施設が利用できないのは困るから、だからほかの地を探すことが望ましいと。しからばほかの地域はどこだろうっていうことを言いますと、公共施設の均衡的配置を考えた場合には、南部地域がいいんじゃないか、そこまでなんですね。今後、実際に具体的な話が決まった場合には、その5ヘクタールという土地を南部地域の中でどのように確保するのか、そして実現可能性はどうなのかっていうことは、これからの議論になってくると思いますので、ぜひその辺で御理解をお願いいたします。

栗田知明委員 了解。

小嶋会長 ということで、次、西ヶ谷委員どうぞ。

西ヶ谷忠夫委員（清水市議会議員） 清水の西ヶ谷です。

建設計画の説明会が46カ所やられてきたわけでありましてけれども、あわせて特例項目とかいろいろ説明されたわけですが、たくさんの意見が会場から出されてまいりました。総じて言われる中で、今回の建設計画は箱物中心だというようなお話もたくさんあったことも確かであります。

その中で、今出されましたそのオペラハウスが、その代表格としてたくさんの質問が出て、オペラハウスなども要らないんじゃないかと、こういう話も出てきたことも、委員の皆さんの御承知のとおりだというふうに思うんですが、途中からといいますか、副会長のほうが、まあそれは清水の文化会館の建てかえだよと、こういう話を聞いた覚えがあるんですが、私はこういう形で事業概要を変えるというようなことであれば、当然事業名もそれに合わせて、清水の今の文化会館といいますか、建てかえる事業として明確にすべきだというように、私は考えます。そういう点でどういう論議が、先ほど説明ありましたけれども、されたのかということが1点です。

それからいま1つは、全体の予算計画との関係で、この事業は100億という予算を見込んでるわけですね。この100億でオペラハウスなどはとてもできないという意見も、説明会の会場から出されていたことも事実なんですね。そういう点で、それでは文化会館のグレードを高めるやつで、この建物でこの100億なのかということにもなるわけでありましてけれども、その辺の財政の規模といいますか、それは全体にもかかわりますので、その辺についてはどういう意見が出されて、どういう論議がされてきたのかというようなことについて、その2つ、織田さんのほうに伺

っておきたいというふうに思います。

小嶋会長 わかります？織田さんどうぞ。

織田委員 ありがとうございます。きょうは発言の機会をいっぱい与えていただきました。（笑）

西ヶ谷さんのおっしゃるとおりでして、いわゆるオペラハウスという事業名の名称については、ほんとに部会の中で大半を占めて議論をさせていただきました。そもそもそのオペラハウスという名称については、非常に誤解を招くおそれがあるので、事業名を変更したほうがいいんじゃないかという意見もありました。ただ、これは先ほど私が申し上げましたように、施設名ではないと。オペラハウスという施設をつくるのではない。オペラハウスという、いわゆる象徴的な事業を、今清水の南部地域でやっていこうではないかということの事業名なんですね。

ですから5ヘクタールの中に、今バーチャル水族館を併設するっていても、オペラハウスの中にバーチャル水族館が入るのか入らないのか、それは別にするのかという議論もございましたし、5ヘクタールの中でいわゆるゾーニングを立てて、オペラハウスゾーンにするのか、要するに水族館ゾーンというんですか、そういうものにしていくのかっていうような議論もあります。だからそういうものを含めて、ここにオペラハウスという高度な文化の発信となるような、そういう施設と、バーチャル水族館という施設をつくっていこうではないかと。これが今の老朽化した市民文化会館の建てかえのいわゆる合併メリット事業としては、有効かつ夢のある事業ではないかというようなことで、名称についてもそのままいこうという結果になりましたので、象徴的な事業だということで、名称についても御理解をしていただきたいなというふうに思います。

予算措置につきましては、100億ということで、今の清水のテルサが約90億くらいですか、あのくらいの施設だということなんですけども、要するに敷地の問題もございまして、あれほど大きなものはできないかもしれませんけども、確かにオペラハウス、館名としてオペラハウスをつくるんだっていうとね、世界中にいろんなオペラハウスがございまして、500億なのか1,000億なのかっていう事業費が当然かかるわけですよ。そういうことではなくて、先ほど言ったように、象徴的な事業として、オペラも見れるような、そういう施設をつくっていこうと、専門的な施設をつくるのではないというような部分での100億の予算措置ということでございませぬ。

ですからこれが総合計画になっていけば詳細が、設計が、概要が決まってくるわけですから、その段階でもっともっと明確になってくると思いますけども、現段階の建設計画では、そういうものをつくっていこうという当部会の6名の議論の中で、これでいこうということになったということを報告させていただきます。よろしくをお願いします。

西ヶ谷委員 清水の西ヶ谷ですけども、今の説明についてはね、私の考えからいきますと、非常にオペラハウスという名前が、市民の皆さんからいろんな意見が出てるわけですから、事業名とそれから事業概要については、きちっと素直に統一しちゃったほうがいいんじゃないかというように、私自身は考えるものですから、それは意見として申し上げておきたいというふうに思います。今の説明でいくと、当初からそういう点で100億の計上になってるといようなことで理解をしていいのかな。

それでもう1点であります、地区説明会の中では、この建設計画に直接の問題ではない、特例項目の説明もされております。あわせて、この地区説明会を何のためにやるのかという点では、建設計画の説明と同時に、市民の意向把握を図るといようなことが、大変激論を交わされまして、地区説明会も意向把握の場なんだといようなことが言われて取り組まれてまいりました。

この特例項目と、その地区説明会における意向把握問題であります、これは私の方の提案ということになるのかと思うんですが、特例項目の中での議員の任期の特例ですね、選挙なしに2年延長するという問題については決まってきた経緯があるわけですが、これを意見としましてはいただいたのでいきますと、ほとんど市民の皆さんからは、おかしいという意見が、出されてる意見はほとんどそういう意見なんですね。議員だけおかしいんじゃないかと。中では選挙をやるべきじゃないかと、もう一回。その上で意向把握も兼ねて諮るべきだ、こういう意見が出されてきております。

あわせて、意向把握の問題についても住民投票をやるべきだ、もっと意向把握について場づくりをなさいと。2年、中には延長すべきだとい意見まで出てるわけですが、この問題については私は、きょうこの場において協議会委員としてお互いに出し合って、これに対してはどうするのかということ改めて検討する必要があるというように思うんですけども、そういう提案をさせていただきたいといふふうに思うんですが、いかがでしょうか。

小嶋会長 私も46回全部出ましたけど、そういった市民の皆さんの意見がありましたね。それについては、合併協議会でこういうふうに決まったという、在任特例につきましてもね、そういう説明は各委員の皆さん、いた委員の皆さんが、いろいろ賛否両論あったけど、こういうことになりましたといことはちゃんと報告したし、私もそれに若干補足させて説明したんで、理解をしていただけたんじゃないかといふふうに思ってますけどね。

今の御意見に何かありますか？じゃそういうことで、それはまあ西ヶ谷さんの御意見として、皆さん、いいですね。（「異議なし」と言う者あり）

それではほとんどの皆さんがそういうことで、特例項目についてもちゃんと説明会で、各委員

さんが説明をされたということで御理解をいただきたいと思います。いいですか。

それではいろいろと御意見を承りましたが、地区説明会を踏まえての市民意見の整理と対応につきましては、各部長報告のとおりとし、まず新市建設計画につきましては、変更案のように決定をし、直ちに市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく変更手続を行います。

次に、新市建設計画への附帯意見につきましては、案のとおり成立することとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

次に、事業所税の取り扱いについてに移りますが、法による特例項目のうち地方税の取り扱いについてが、まだ現在までに結論を得るに至っておりません。これは合併後、新たに清水地域に課税されることとなる事業所税について、不均一課税を適用するか否かで意見の一致を見るに至っていないからであります。現在、この不均一課税の期間延長と、課税免除規定の創設について、国会で合併特例法の一部改正案が審議中とのことでもありますので、まずこの状況等につきまして、事務局から説明をいたします。

事業所税の取扱いについて

事務局長 合併特例法の改正によります事業所税の特例の拡充について御説明を申し上げます。お手元の資料の3の方をごらんをいただきたいと思います。

資料の3でございますが、ただいま会長からもお話がございましたとおり、現在、合併特例法第10条の、地方税の不均一課税に関する改正内容を含みました地方自治法等の一部を改正する法律案が、第154回通常国会におきまして審議をされております。この法律案につきましては、既に衆議院では可決をされておきまして、現在参議院におきまして審議中であるとのことでございます。

法律案のうち、事業所税の取り扱いに係る部分について申し上げます。大きく分けまして2点の改正がございます。

まず1点目でございますが、現行法では、事業所税の不均一課税につきましては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度、静清合併に当てはめてみますと、平成15年度から18年度までの4年間についてのみ特例の適用が可能であったわけでございますが、今回、これが合併年度プラス5年度ということで、平成15年度から20年度までの6年間に、特例適用の期間が延長される予定でございます。

次に2点目でございますが、今回新たに、ただいま申し上げました6年間につきまして課税免除の特例の創設、平たく申し上げますと、税額をゼロにしてもいいと、このような制度が創設される予定でございます。これらの改正条文につきましては、資料中段の新旧の対照表にまとめてございます。

ただいま申し上げましたこれらの特例適用につきましては、いずれも静岡市のような事業所税課税団体と、清水市さんのような非課税団体が仮に合併となった場合、清水市のような非課税団体の区域に所在をいたします事務所、事業所等についてのみ適用される特例でございます。ただし、特例の適用につきましては、経過措置等が設けられる予定でございます。3の、にございますとおり、特例の適用に当たりましては、合併の日、平成15年4月1日現在におきまして、本法律が施行されていることが前提となるわけでございます。

説明のほうは以上でございます。

小嶋会長 ただいまの説明に対する御意見、御質問を含め、事業所税の取り扱いについて、御意見のある方の御発言をお願いをいたしたいと思っております。

藤浪二美雄委員（清水商工会議所副会頭） 清水の藤浪でございます。事業所税につきまして、再度皆様方をお願いを申し上げたいわけでありまして。

事業所税につきましては、さきの第25回の協議会の中で、最大限の優遇措置をお願いしたところではありますが、改めて合併協の委員の皆さん方をお願いをさせていただきたいと思うわけでありまして。私ども市民も経済界の中には、合併につきましてはいろんな意見があったわけでありまして、将来の飛躍的な発展のために、静岡・清水が合併をして、政令指定都市に向かうということについての意思統一をしたわけでありまして。

しかし、この間の清水市の経済状況は、製造業を中心といたしまして、予想もしなかったような経済の激変があったわけでありまして。御参考までに申し上げますと、清水の税務署管内で今4,500弱の、これは平成13年度になります。事業所があります。そのうち赤字企業が67.1%に及んでおります。3分の2強になります。また、製造業、建設業はこれを上回ったパーセントになっておりまして、大変厳しい状況になってるわけでありまして。法人税のほうも前年度対比いたしますと、前年を100にした場合には86.4%に下がってるというような状況であります。また、地場産業であります造船界など、会社更生法の適用中でありまして、今必死になって再建に向かって努力をしている最中でありまして。こうした状況下でありまして、清水の企業は長い間、合理化等を進めてきたわけでありまして、今後、一段と合理化、あるいは戦略等の再検討を迫られてくるわけでありまして。

こうした状況下に、合併がよりスムーズに行くためには、ぜひとも特例を利用させていただきたいわけであります。そうして、現行法の中では最大限の優遇措置を認めていただきたいと、こんなように思っておりますし、ただいま事務局のほうから御説明がありましたとおり、参議院のほうで特例法の改正が審議中と聞いておりますが、改正後には、特例法上の最大限の優遇措置、課税免除、こういったことをお願いをさせていただきたいと、こんなふうに思うわけであります。

どうかひとつ私どもの状況の御理解をしていただきまして、よろしく御協力を賜りたいと、こんなふうに思います。以上でございます。

小嶋会長 その他、御発言ありましたらお願いいたします。

望月厚司委員 清水の望月でございます。

ただいまの清水市を代表いたしまして藤浪委員さんの方から、清水の企業における切実な厳しい状況下等々もお話があり、また、それにつきましては、全く私自身も同じような気持ちで全委員さんをお願いをさせていただきたいというような気持ちもでございます。

特にこの事業所税の取り扱いにつきましては、もう1年来にわたりまして、この議論、協議を進めてきたわけでありますけれども、我々清水側も反省をしなければならない点というのもあるかと思えます。我々自身も出させていただき、また会議録等々を読み返して見ますと、清水側の事業所税に対します一貫性を欠く部分があったのではないかというような部分については、改めて反省をしなければならないということもあろうかと思えますけれども、きょう改めて藤浪委員からお話にありました特段の御配慮をお願いしたいという部分については、清水の委員としても切な願いだということもございまして、そんなお願いをさせていただければというように思います。

いずれにしましても、4年間の協議の大詰めに来て、残すところ新市の名前と、ただいま協議をされております事業所税のところに来ました。いずれにしましても合併協議会が良い方向にスムーズに行くためにも、ぜひ静岡市側の特段の御配慮をぜひお願いしたいというようなことで、御意見とお願いにかえさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

小嶋会長 そのほか御発言ございましたらお願いします。

風間委員 清水の風間です。私も事業所税につきまして、最大限の優遇措置を適用していただけるようお願いをする立場で発言をさせていただきます。

この件につきましては、新市にとって、この特例を活用するほうがよいのかどうなのか、そういった判断も重要ではないのかと思えます。まず、この特例の適用によりまして、新市の税収入

は一定期間、短期的でありますけれども、算定数値よりも減少します。このことは、新市の税財源の確保を考えますと、確かにマイナスになると思われま。

しかし、新市の税財源と、今度企業の関係を見ていきますと、企業の存続が自治体の財政に与える影響は、これは中期的に見れば、ただ単に事業所税の問題だけではなくて、関連企業や下請企業、商店、さらに雇用面まで考えますと、市税の根幹をなします法人、個人の市民税、固定資産税などの法定の普通税、一般の経済活動にまで確実に幅広く影響を与えていくものだと思います。清水市域の現状におきましては、藤浪さんのほうから既に御意見をいただきましたけれども、企業の経営状況を前提としない事業所税の適用が、再生に懸命に努力をしております企業の命を奪いかねません。当然、課税客体である企業が倒産してしまえば、事業所税も納めることはできなくなってしまふわけです。

以上のように、均一課税が結果的に新市の将来の発展に少なからず影響を与えることが懸念される以上、また、将来の安定的な税財源、雇用の確保を考えるべき合併新市では、不均一課税の特例を認めていただくことが、より公益的だと思います。企業の理念には、地域との共生を挙げる企業は、清水市の場合でも少なくありません。現在、再生に向けまして懸命に努力している企業も、新市への貢献を十分に考えているはずで。弱者救済という立場からではなく、将来の新市の発展の基礎を確保していくという観点からも、ぜひ御理解をいただけるようお願い申し上げます。以上です。

小嶋会長 そのほか御意見ございましたら。

石津耕三委員（静岡市議会議員） 石津でございます。

この事業所税の議論は、何回かやられております。藤浪さんのほうからも、先ほど申されましたように25回のときに、そういう形で発言をされております。その中での基本的におかしいなっというか、それだけじゃないなっという気がするの、今回の地区説明会の中でもいろんな方の意見、事業所税に関してありました。そういう中では、社会状況とか経済状況、今、藤浪委員の方からも言われました経済の激変に対してということと言われてますけども、これは何も清水の企業だけに限ったものではなくて、そういった意味では両市の事業者同等にそういう状況にあるということだけは、まず原点にあるわけです。

その中で、合併の特例としてそういうこともあるんだよっという事で、現状もあるし、その改正も図られているってことなんですけども、そうしますとね、合併によって新しい市になる部分の一部分のところだけが減免されるということになりますと、この特例法の趣旨の部分もあるんだけど、かえって課税しないことが不公平、公平を欠くということになるんじゃない

か。現在、静岡の今事業所税を課税されている企業にとっては、それこそ今の厳しい経済状況の中で、すごい合理化もやってるし、努力をしながら納めているという現状もやっぱり認識していかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

合併特例法の部分ではそういうふうな規定しかないんだけど、そうしますとね、仮に合併した場合に、それじゃその辺の整合をどうとっていくのかということも、1つは考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

どういう形になるかっていうのはまだ私の方で案があるわけじゃありませんけども、そういう形で一つの市に企業があって、経済状況、社会状況は全く同じ中で、片や課税されてる、片や課税されてない、これが、現在も進めておられると思いますけども、事業所税の廃止のいろんな行動なんかでも、課税されているから課税しないでくれっていう運動として1つの大きな盛り上がり、共同でできるんだけど、片や課税されてないところについて、そういう廃止への運動を同等な形で取り扱っていいのかどうなのかということをも、そういうこともお考えいただきたいなあと思っております。

その辺については、私のほうは、前回も言いましたように、これは事業所税だけに限らず、さっき西ヶ谷さんも言われておりましたけども、特例については、基本的にはないんだよということから出発していく、そういう議論をして、最終的にそういう条件の中で、3月に合併の是非を判断して決定するというのが本筋のところじゃないかと。合併したいけどもこれがあるからできないんだと。だからこれをやめてくれれば合併できるんだよっていうのは、ちょっと議論としては本末転倒な部分があるんじゃないかなと、私自身は思っております。

小嶋会長 それは御意見でいいですか。御意見としてですね。青島委員、どうぞ。

青島委員 静岡の青島でございます。今、石津委員の言われることももっともだと思いますし、それから先ほど藤浪委員、並びにお2人の清水の委員の方からああいう御発言をいただいて非常に恐縮をしておるようなことでございますけど、私どもは事業所税については、合併とともに実行するということが当然であると思って今まで主張してまいりました。しかし、近ごろのやはり情勢や、また清水商工会議所の代表委員の方々から減免の御依頼が主張されたり、そういったようなことをもろもろ勘案いたしますと、新規に支払わなければならないこともなかなか大変な面もあるだろうということはよく理解できますので、何がしかの配慮は必要であると思っております。

審議もここまでまいりますと、やはりどうするべきか、どこで結論を出すべきかというようなことで、静岡商工会議所としましては今、何が一番大切なのだろうかということをお考えましたと

ころ、やはり合併をスムーズに成功させ、そして一日も早く政令指定都市に移行することが、この地域の将来の最も重要な課題であろうという結論から、法の許す範囲内の最大限の特例を認めることが肝要であるとの思いをいたし、ここにお申し入れの件を了承する決心をしたわけでございます。

いろいろ御意見あるかと思いますが、静岡商工会議所といたしましても、これ以上これを議論することなく、スムーズに合併が完了することをねがっておる。そしてただいま申し上げましたように、一日も早い政令指定都市化に移行することができることを望んでおるわけでございます。ただし、今後のこの審議におきましてどういう御結論が出るかわかりませんが、当会議所としては、この協議会で出ました結論に異議を申さず従うことをお約束いたします。以上です。

鈴木和彦委員（静岡市議会議員） 静岡の鈴木です。

石津委員の意見もありましたけれども、ただいま青島委員から会議所の立場で御意見がありました。現行法から改正案が出されて現在審議中というのには、やっぱりそれだけの背景があるというふうに思っています。藤浪委員からも清水の現況ありました。静岡も同じだよと言えば同じでしょうけれども、やっぱり新たな課税ということを考えますと、改正案の中で、しかも課税免除が特例として認められるということでもありますので、私はこの際、課税免除を対象とした、まあ法が通らなきゃしょうがないわけですけども、法が可決された場合に、この課税免除の特例を適用するというところで賛成をしていきたいなというふうに思います。賛成というか、その事業所税の取り扱いはそのようにしてほしいなあと思います。以上です。

剣持邦昭委員（静岡市議会議員） 静岡の剣持です。今、鈴木委員からも、法の範囲内の中での課税免除について、法が通ればそれを認めていくべきだという話があったわけですが、この点について我が自民党議員団会派は、激論による激論を重ねました。最終的に小事を捨てて大道につくと。少なくともこの事業所税の問題は、清水、静岡、一緒であります。非常に今、経済状況は厳しい。しかし合併を前提に17年には政令市が実現できるという、本当に長いこの合併協議の中の夢が今実現するわけで、そういった意味でこれを推進していくと。したがって清水商工会議所から出た意見に対して、静岡商工会議所もこれに向けて全面的に賛意を表しているということを受けまして、我々も課税免除ということの適用を受けるとということに対して依存はありません。以上です。

小嶋会長 ほかに御質問、御意見。青木委員どうぞ。

青木委員 静岡市側の委員の皆さんから、この事業所税の扱いにつきましては大変御配慮をいただくとような御意見をいただきまして、大変ありがたいことだと思っております。私がもう

あえて申すまでもないんですけど、地区説明会等も出ささせていただいた中で、私どものバック団体は正直申し上げまして経済団体が多いわけですけども、それとは違った視点で、働いてる皆さんが非常にこの点については危惧した事実をぜひ皆さんに御理解をまたしていただきたいなと私は思います。事実、失業者がもうどんどんどんどん増えているような状況の中で、一体私たち働く人はどうなっちゃうのというような声が非常に強かったですね。特に静岡市側へ行ってもそういった声が私は聞こえたように感じております。そんなことをあわせてお願いするわけですが、どうか今、静岡市側からも3名の方が御理解ある御意見をいただいたということで、でき得ることならばそういった御意見を尊重していただいて、大方の賛同を得ていただいたらありがたいことだと思ひまして、最終的な意見を述べさせていただきます。

石津委員 石津です。先ほど大筋の意見を言わせていただきました。それで、この前の地区説明会の中で1人の人の意見として、ちょっと御紹介させていただきます。皆さんの手元の中には意見としてあると思ひますけども、1つだけ読ませていただきますけども、「静岡の小工場が課税され、清水の大工場がされないのはおかしい。急な負担が大変なのは静岡の新設も同じだ。清水に特例適用するなら、静岡の新増設にも認めてほしい」というふうな御意見がありました。

清水、静岡というエゴは言いませんけれども、急に適用されるというような形になるならば、静岡の増設、あるいは新設によって新たに事業所税が課税される事業所も同じことなんですよ。だから、さっき言いましたように、これは合併の特例法の規定として検討するべきかどうかは別個にしましても、何らかの整合を図れるような、あるいは極端な話をすれば、新たに静岡市で事業所税が課税されるような事態の場合にも減免のような形、こういった形をとっていかなければ、本当の意味での公平を欠くような形になっていくような気がいたします。

これは付帯意見としてつけるのかどうかのかわかりませんが、そういうこともぜひ御検討いただきたいなと、そういうふうに思ひます。

小嶋会長 その御意見、僕も言われたの覚えてます。そのときもその方は、今度新増設でかかるのはつらいと。しかし、現状、それが義務だから払うけどもとはおっしゃってましたね。だけど合併協議会でその扱いについてどう決められても、我々としては合併賛成だから従いたいという意見発表まで実はあったわけでありまして、特に新増設について10倍払うということはもうみんなよく御存じですけども、それを市町村の独自の裁量でできることにも今なっていないもんですから、その辺が非常につらい話であったと。その辺はその説明会でもちょっとお話をされた。織田委員、どうぞ。

織田委員 静岡の織田でございます。

私も、先ほど青島委員が言われたように、不公平税制はこれはおかしいんじゃないかというように随分思っていたんですけども、私も民間人でございますので、その民間人の立場から考えますと、自分が本当に課税を合併の際にされるということになるとどういう感情、どういう気持ちになるだろうかなというようなことも考えて、または静岡市側の市民説明会に私も15回、委員として参加しましたので皆さんの御意見を聞いた中で、どう言ったら御理解いただけるだろうなというようなことを随分考えてきましたけども、税というのは負担されるものではなく、やっぱり義務、責任としてまちづくりのために使う社会的な責任として払うものだということに思います。

新たに課税される企業にとっては、やはりその負担としてではなくて、前向きに、これをまちづくりのために、いわゆる福祉とか、そういうことのために使ってほしいというような性質のものだろうということに思います。特にこの事業所税というのは地方税でございますので、実財源的な地方のために使うような財源であるわけですから、直接自分たちのまちづくりに使える。使えるといいですかね、効果がある税だと思います。

そう考えて、この今の国会の5年間の猶予期限ですとか、いろんなことを判断をしますと、じゃあその、この前の片山大臣の御発言にもございましたように、もしかすると合併後、1年後ぐらいには政令指定都市の実現も可能、指定都市とするということも考えますと、政令指定都市であって事業所税がかからない期間がもし4年間あるとするならば、そのときに相当新設、新規の企業誘致を果たし、政策とすることができるだろう。要するに清水がどんどんどんどんそういうことでよくなってくれば、新しい市の活力が出てくるんじゃないか。

そういうような特例期間の5年間を政策的に使っていけば、いわゆるその後の納税も随分多くいただけるんじゃないかというようなことも考えますとね、ぜひ今、清水には直接合併すると同時にかかるものはやっぱり激変緩和措置を下すべきだろうと思いますし、その5年間で体力をつけていただいて、その後に支払っていただく事業所税については前向きに、なおかつ非常に活力を満ちた清水になっていただいて、もっともっと活力を満ちていただいて、そういう意味で事業所税を払っていただく5年間という期間にすれば、静岡側の市民にも理解をいただけるんじゃないかなというようなことも考えた次第でございます。

そういうようなことで5年間、また激変緩和ということと、5年間の間にぜひそういう意味で新規もどんどん誘致をしていただきたいし、そんなこともあって、私は賛成をしたいというふうに思います。以上です。

小嶋会長 ほかに御意見等ございますか。

それでは、ないようでありますので、これは重要な問題でありますので、大方の賛同というこ

とで、私の大方の意見を聞いた中で得たということでしたいんですが、一応お諮りをいたしますから、大方の賛同であれば、皆さんで異議なしと言っていただければありがたいというふうに思います。

それでは事業所税の取り扱いにつきましては国会審議の状況を踏まえ、法律的に許容される最大限の特例を適用することとして、事業所税については、現行のとおりとする。清水市域の事業所については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。なお、154国会において審議されている地方自治法等の一部を改正する法律第2条の規定が合併の期日までに施行されているときは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り課税免除を適用するということになっておりますので、このようにしてよろしゅうございますかどうか、お諮りいたしたいと思っております。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 それでは、皆さんの異議なしということで、そのように、合併協議会としてはこの項目についてはやらせていただきたいというふうに思います。

藤浪委員、どうぞ。

藤浪委員 すみません。ただいま事業所税の件につきまして、本当に委員の皆さんに特段の御配慮を賜りまして、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げたいと思っております。

厳しい経済状況の中ではありますが、私ども経済界のほうも、経済の活性化に向かって全力を挙げてまいりたいと思っておりますので、これからもよろしく御支援をお願い申し上げます。御礼に代えたいと思っております。ありがとうございました。

新市の名称について

小嶋会長 それでは、以上の問題は一応決着をいたしたとものとします。

次に新市の名称についてを議題といたします。

新市の名称につきましては、前回2月2日開催の第26回合併協議会におきまして、全体で御協議をお願いをし、再度正副部会長会議で名称の決め方についての御協議をお願いすることとさせていただきます。

本日は正副部会長会議の協議結果に基づき、新市の名称の決定の具体的な手続に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りをいたしたいというふうに思います。お手元に今、報告文を配らせていただきますので、ちょっとお時間をいただきます。

(報告文を配付)

小嶋会長 それでは正副部会長会議の協議結果につきまして、第2部会の金子部会長さんからお願いしたいと思います。はい、金子さん、どうぞ。

金子委員 第2部会、保健福祉部会の部会長を仰せつかっております金子昌義でございます。私が今回の第7回正副部会長会議の座長を務めました関係で、本日、正副部会長会議を代表して、その協議の成果を御報告いたします。

新市の名称というこの大変重要な問題に関しましては、これまでの合併協議会でもそれはもう何度も議論されてきた問題でありまして、私たち正副部会長会議におきましても、これまで延べ3回にわたり、かんかんがくがくの議論を積み重ねてきたわけでありまして。

私が座長を務めました2月13日の第7回正副部会長会議では、前回の第26回の合併協議会において新市名称の決定方法を定めることを再度依頼され、その内容について協議したところでございます。

本正副部会長会議に臨むに当たりましては、各委員とも、地区説明会等で寄せられた市民の皆さんの名称に対する思いを受けとめ、市民の皆さんにとって公明正大に決定しなければならないと深く考えたところであります。その点を踏まえましても、この会議はそれはもう大変熱心に議論したわけでありまして、座長としても、この各委員の熱意を受けて、どうにかしてまとめなければならないと苦慮したわけでありまして、実に4時間半にも及ぶ大議論の末、お手元でございますとおり、新市名称の決定方法についての成案を、大方の賛同をもちましてまとめるに至った次第であります。

新市の名称の決定方法について主な部分を申し上げますと、まず、新市名称の決定方法は、合併協議会委員38名の2段階方式による投票といたします。本日、第1段階目の投票を行い、3候補名称を決定し、その結果を広く市民の皆さんに御理解いただき、市民の皆さんの名称に対する思いを受けとめ、来週28日の第2段階目の投票の結果を受けて、新市名称を大方の賛同として決定するというところであります。

具体的な投票方法につきましては、お手元の資料のとおり、各委員の皆様にも事前にお送りし、お目通しいただいておるところと思います。私たち正副部会長10名が精いっぱい協議してまとめた成案でありますので、各委員におかれましては、この趣旨を何とぞ御理解いただき、御承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

なお、投票に当たりましての注意事項を申し上げます。6つございますが、1つは棄権は認めない。2としまして、第1候補名称または第2候補名称のいずれかの一方に記入がなくても有効

とする。3つ目としまして、候補名称の記入が一切ないもの（白票）は無効とする。4つとしまして、5つの候補名称以外を記入したものは、その部分について無効とする。5つ目は、第1候補名称欄と第2候補名称欄に同一の候補名称を記入したものはいずれも無効とする。6番目としまして、平仮名、片仮名の記入は無効とする。これらの点について御注意をいただきたいと思えます。

最後になりますが、本報告を御承認いただきますと具体的な投票実施となるわけでありましたが、本日の報告と投票日が同一であるとの関係で、本日欠席された委員にあっては、合併協議会での御承認を前提に、不在者投票の手続を先行させていただいておりますことを御了承願いたいと思う次第であります。

以上のとおり、御報告申し上げます。

小嶋会長 それでは、ただいまの報告に対しまして御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

西ヶ谷委員 清水の西ヶ谷です。

今、御報告ありましたような報告であります。まず、この名前の問題については、市民の皆さん方が極めて関心を持っているという問題であります。同時に、今報告がありましたように、これがどういう経緯でどのように決まるのかというようなことについても、あわせて関心があるわけですね。同時に私たち委員としても、これは個人の委員としての、市民の皆さん方の声を反映して投票をすると、意思表示をすることになりますと、大変重い内容を持つわけありますので、私のほうから、そういう点ではより鮮明にさせるために、幾つか質問をさせていただきますけれども、お願いをしておきたいというように思います。

1つは、この合併協議会委員38名の2段階方式による投票とするという問題が、記述がありません。同時に投票の結果、最多得票した候補名称を新市の名称として、大方の賛同とする。こういう2行がまず入ったというふうに思うんですね。ここで1つ大きな問題は、名称を決めるのに当たりまして、これを投票方式で行うというように定めた、検討したその理由といたしますかね。それをお聞きしたいというように思います。

なぜかといいますと、それは、本合併協議会は規約で大方の賛同という言葉を繰り返し、座長も言われてまいりましたけれども、最終、1票差でも投票の結果が決まって、それを大方とするというようなことをつくりますので、これは最終判断にもそれが前提になるという場合も当然出てきますので、大変大きな、今までの経緯からいきますと変更ということになるというように思うんですね。ですからその辺について鮮明な御答弁よろしくをお願いいたします。

金子委員 部会長としてお答えをいたしたいと思います。

大方の賛同で決するという事は、これは全く、ずっと言い続けられてきたところでございます。で、12月の20日、1月の18日と、この2回の部会におきましても、この大方の賛同ということが言われて、それでかなりの議論がされたというのも事実であります。今回の場合も冒頭にもうこの問題から入ったわけでございますが、果たしてそれで決まるのかということが皆さんの切実な問題として出てまいりまして、そうして、それならば大勢の人の意見、要するに名称に対する思い入れを十分身に体して、頭に入れて、ちゃんとした方法で決めようではないかということで、投票によりますけども、2段階方式をとって丁寧にやると、こういう方向に決まったのでございます。

本当に生みの悩みと申しますか、名前をどうしてつけたらいいかというのは、本当にもう、最初から最後まで難問中の難問であったと思います。そのようにして決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

小嶋会長 どうも本当に御苦労さまでございました。西ヶ谷さんどうぞ。

西ヶ谷委員 私、なぜ質問させていただきますかといいますと、大変努力されたことは私も理解をしてるわけですがけれども、新聞等の報道によりますと、これだけ市民が関心を持っている名称の問題、並びにその選定方法、それを協議した正副部会長会議ですね、それが公の会議というよりも、これ、新聞の報道ですよ。ついたての向こうでの話し合いで決着していったというようなことなどの報道がされておりますので、私はそうではないじゃないかというようにも思いますので聞いてるわけでありまして、ぜひよろしく願いいたします。

やっぱり一番大きいポイントは、「大方」を崩して、いわゆる投票の結果、1票差でも決めるというようなものは、今のお話でいくと、3月の20日までに何としても名称を決めてしまうというようなことがいわば前提にあったのかなというような、私は受けとめ方をするわけですがけれども、その辺についてどうなのかという問題と、もう1つ、ここで心配するのは、県の職員の方が2人おられまして大変恐縮でありますけれども、この投票方法を見ますと、最終的に、仮にですよ。清水が18、静岡の委員が18で行われると。そうすると県の2票で決まらざるを得ない。と、というようなことが起こり得るですね。起こり得るわけですよ、これは投票結果において。

こうなりますと、今進められている、いわゆる実質的な合併問題というものにかかわってどうなのかという問題と同時に、あわせまして、私は県の職員にとっても非常に辛い選択が出るんじゃないかなというように考えるわけでありまして、というような点で、多分これも委員からも

意見が出てるといふ向きも聞くわけでありませうけれども、この辺についてどういふふうにまとめられたのか、その辺の経過を伺っておきます。

金子委員 2つでございましたか、質問は。

2月20日、きょうでございますね、きょうを意識したかしないかということでございますが、まあ意識をしなかったって言うとは、やはりやっぱりうそになるだろうと思います。私は、2月20日っていうのはですね、やはり名前をそこまで決めようということで来ておりましたから、その向きで皆さんやはりお考えになって、真剣に取り組んでこられたと、こんなふうに思います。

それから、県の職員の方のことですね、会議で、部会で出ました。出ましたけど、まあいろいろ相談の結果、今、申し上げましたように、県の職員にも入っていただくと、このようになったわけでございます。

それから、ジャーナリズム、新聞に出たということでございますが、それはまあいろいろ取り方があると思いますが、こうした部類の決定って言うのは、やはり休憩を取って、一時相談をするというのは、これは当然やっぱり必要なものではないのかと。これなしに、ぶっつけてどんどん行ったらですね、とんでもない方向へ行っちゃうって言うこともありますので、ときどき調和をとってやっていったと、こういうことで、慎重に取り組んだということでございます。

小嶋会長 それでは、この辺で……はい、もう一回。じゃ、最後に。簡単をお願いします。

西ヶ谷委員 本当に大事なことでありますからね、それがどういふふうにと選考されていくのかという過程、そして民主的な手続、そして公開という問題が、小嶋会長は、常に公開されてるっていうことを誇りにして挨拶をしていたようでありますので。

その辺で、もう1点お聞きしたいんですが、先ほど報告なかったですけども、立会人の問題がありますね。弁護士を入れるだとか入れないだとかというお話が報道されておりますけれども、先ほどの説明の中では、どういふ考えをしているのかは述べられておりませんので、その辺をお願いしておきたいということ等も含めまして、もう1つね、当合併協議会のね、全国の協議会と異なりましてということ、特に言われるわけですね。それは、公開制を言っているわけですよ。すべて公開する、ね。というような点で、この記名式で投票をしても、第1段階ね、公開はしない。そして、第2段階においては、無記名で投票する、こういうふうに言われているわけですね。ですから、委員の皆さん方一人一人が、どういふ態度をとるのかということは、市民が注目をされていることでありますし、当然、公開という問題からいきますと、報道の中でもありましたけれども、問われることなんですね、当然。私はそういう点では、この今度の内容についてはね、理解できないですよ、そういう点で。その辺について、協議内容と、まとめられた経過について

お願いをしたいというふう思います。

最後は、昨日渡されたやつと大分、具体的な点が異なって、投票上の問題がね、おりますけれども、その第1の、棄権という問題について、これは投票される人の、当然、自主的な行為なんですね。これは、それを認めないということは、当初あり得ないと、通常の投票ではあり得ないことです。その辺については、私は訂正したほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがなものでしょう。

小嶋会長 それじゃ、これ最後の質問にしたいと思います。お答えください。

金子委員 順序が前後しますけれども、棄権というのをですね、まあこれ、いろいろな受けとめ方があると思いますが、今回の場合、どのようにしてやるかということについては、やはり皆さん、頭を使ったところがございます。それと、方式もですね、これまねて、参考にしてやっていくという方式ありませんので、我々の、静岡方式って言うんですか、清水方式と言いますか、こういうやり方しかないであろうということで決めさせていただきましたので、御承知をいただきたいと思います。

それから、記名・無記名の問題はですね、本来、こうした性質のものは、記名になるからどうの、無記名になるからどうのということではなくて、お互いに、お一人お一人がですね、新市の将来をながめて、責任を持って名前を出してくというのが当然のことだと思いますので、改めてこれをくどくど言うことはないと思いますけれども、しかし、記名・無記名になったことは、そのとおりです。

立会人につきましては、ちょっと変更があったわけでございますが、とにかく県の職員の方が立ち会ってくださるということですので、それでよろしいではないかと、こういうことで進めさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

小嶋会長 という部会長報告でございましたので、報告として承りました。

それでは、正副部会長会議の、ただいま金子委員から説明がありました結論のとおり、2段階投票方式により、名称の決定を行うこととして、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 それでは、大方の賛同ということで 全部ですね、はい。

それではただいまから、新市名称の決定に向けた投票を行いたいと思います。本日は、第1段階の投票ということでありますので、現在定められている候補名称5点の中から、第2段階の投票の対象となる候補名称3点への絞り込みを目的といたします。

それでは事務局から、投票方法の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは投票方法につきまして御説明を申し上げます。

投票につきましては、会場内に設営をしております投票所におきまして行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、委員さんの名簿に基づきまして、会長・副会長から順番にお名前をお呼びいたしますので、投票所入り口におります投票用紙交付係から、投票用紙をお受け取りいただきます。投票用紙につきましては、既に見本をお配りをしてございますので、そちらをごらんください。

まず、番号と委員さんのお名前が印刷をされておりますので、投票用紙を受け取られましたら、まず御自身のものかどうか、御確認をお願いいたします。次に、記載台で、新市の名称にふさわしいと思われる名称につきまして、投票用紙に記入をしていただきます。筆記具につきましては記載台に用意をしておりますので、そちらを御利用をしていただきたいというふうに思います。

なお、候補名称5点の、静岡市・清水市・駿河市・駿府市・日本平市の中から、第1候補名称は上段の記入欄に、第2候補名称は下段の記入欄に、それぞれ御記入をいただきたいというふうに思います。

なお、上段の、第1候補名称の記入欄に記載をされました名称につきましては、2点といたします。下段の第2候補名称記入欄に記載をされました名称につきましては1点といたしまして、それぞれ集計をいたしますので、お間違えのないようお願いをしたいというふうに思っております。

なお、第1候補名称と第2候補名称に同一の候補名称を記入することはできませんので、御注意をいただきたいというふうに思います。

投票用紙に記入が終わりましたら、投票箱に順次投函をしていただきまして、投票終了ということになります。投票が終わりましたら、それぞれ自席のほうへお戻りをいただきたいというふうに思っております。

投票方法につきましては以上でございます。

小嶋会長 ただいまの説明のとおり、投票を実施することによろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 それではただいまから、第1段階投票を実施いたします。まず投票人は、両市同数とのことでありますので、静岡市の2人の助役のうち、篠崎助役を投票人といたします。したがって、本日の投票人は、静岡市側委員18名、清水市側委員18名、静岡県委員2名、合計38名となります。

それでは、投票箱が空であることを確認をいたします。よろしいですか。

次に、本日欠席をされております清水市の林 靖隆委員から、不在者投票が送付をされておりますので、これを受理することとしてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 それでは、林委員の投票用紙を、投票箱へ投函をいたします。

今、投函させていただきました。

それでは、順次お名前をお呼びしますので、投票用紙交付係へお進みいただきたいと思います。

事務局次長 それでは、私のほうから順次お名前をお呼びいたしますので、用紙交付のほうから用紙を受け取って、記載台で御記入の上、御投函をお願いをいたします。

小嶋善吉会長、お願いいたします。続きまして、宮城島弘正副会長、お願いをいたします。

記載台が6名までしか入れませんので、6名ずつ、これからお呼びをいたします。いましばらくお待ちください。

それでは篠崎忠雄委員。お願いをいたします。吉田 忠委員。山口 敦委員。栗田純男委員。池ヶ谷恒雄委員。森 襄委員。

続きまして、前田 豊委員。平垣陸雄委員。剣持邦昭委員。井上恒弥委員。鈴木和彦委員。馬居喜代子委員。

続きまして、石津耕三委員。兼高正男委員。金子昌義委員。青木一男委員。望月厚司委員。栗田知明委員。

続きまして、西ヶ谷忠夫委員。風間重樹委員。青島廣幸委員。榎本秀一委員。市川源一委員。小澤絹子委員。

続きまして、松浦徳久委員。林のぶ委員。織田高行委員。藤浪二美雄委員。望月眞佐志委員。濱崎岩雄委員。

続きまして、三橋仟加子委員。太田貴美子委員。吉岡秀規委員。大多和昭二委員。大内 安委員。以上でございます。

小嶋会長 投票漏れはございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で投票を終了をいたします。

それでは、引き続き開票を行います。なお、上位3候補の名称には優劣をつけないとのことから、各候補名称の得票数・点数、また各投票人の投票内容は、これを公表しないことといたしますので、よろしく願います。

それでは、開票立会人に、大多和委員と大内委員を指名いたしますので、よろしく願います。

します。

それでは、開票結果が判明するまでの間、暫時休憩といたします。

(休 憩)

小嶋会長 それでは事務局から開票結果に基づく上位3候補の名称の報告をお願いしたいと思います。

事務局 それでは開票結果を御報告を申し上げます。

総合点数上位の3候補でございますが、候補名称はアイウエオ順で御報告をさせていただきます。「静岡市」「駿河市」「日本平市」、以上の3市でございます。以上でございます。

小嶋会長 それでは、ただいまの報告のとおり「静岡市」「駿河市」「日本平市」の3候補名称を、第2段階投票の候補名称とすることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 それでは、2月28日開催の第28回合併協議会で実施をいたします、第2段階投票における候補名称は、「静岡市」「駿河市」「日本平市」といたします。

それでは、第2段階の投票に向けて、3候補名称それぞれに対しまして、特に推薦意見等をお持ちの方の御意見も伺いたいと思いますので、御発言があればお願いいたします。

太田貴美子委員(清水市教育委員会委員) 私は、2つの名前としまして「駿河市」と「日本平市」を書きました。私は、合併をするのならば、静岡・清水両市民が同じスタートラインに立って、そして、この歴史的な一大事業を成し遂げていかなければならないと思っております。この合併を成功させるためには、どうしても政令市に向かって、よりよい町をつくっていかうという強い住民の意識が必要でございます。両市民が一丸となって、新しい気持ちで新しい市を築いていこうというときに、「静岡市」になっても「清水市」になっても、気持ちのよい合併のスタートは切れないのではないのでしょうか。そういう意味において、新しい名前を2つ選ばせていただいたわけでございます。

「駿河市」は、歴史的価値のある名称で、静岡・清水の市域よりも広いイメージを持っています。これから先、政令市となって、また近隣市町村も加え、100万都市を目指すときに、近隣市町村の方々にも、この「駿河市」のほうに加わっていただきやすい名前ではないかと思えます。

もう1つの「日本平市」でございますが、これもなかなか捨てがたい、よい名前だと思っております。両市にまたがる日本平は、全国観光百選の1位に、もう2度もなっておりますし、非常

に美しい眺望、全国に誇るものであります。その日本平をシンボルとした、平成の時代に、日本の平和を願って誕生させる市、まあ平成の「平」、それから日本平の「平」をかけまして、そして日本の平和を願う、その気持ちもかけまして、これも非常に印象の強い市名ではないかと思えます。「日本」という名がつく市名は1つもないんじゃないでしょうか。そういう意味で、字も簡潔で、小学校2年生ぐらいになれば、みんな書ける字でございますし、未来的で、格式の高い名前だと思います。

そんなことも考えて、この2つを選ばせていただきました。ただ、将来的に近隣市町村に働きかけて、この静岡・清水の合併だけでなく、もっと大きな、100万都市を目指すような政令市になっていくためには、「駿河市」のほうがいいのかなという気持ちもしております。以上でございます。

小嶋会長 ほかに推薦意見をお持ちの方があれば御発言をください。

吉岡秀規委員（清水地域労働者福祉協議会会長） 清水の吉岡です。

私は第17回の合併協でも述べましたように、全く新しい名前で新しい都市をつくっていくべきだという、こういう考え方に立ちまして、今、太田さんもおっしゃいましたように、新市の名称は「駿河市」がふさわしいと、こういうふうにして投票をいたしました。

「駿河市」を選んだ理由ですけれども、大きく分けて2つございます。1つは歴史的観点というか、そういうところからですけれども、以前も私話しましたけれども、現在静岡市に住んでいますが、生まれたときは安倍郡でした。どんな名前がいいだろうかと家族でいろいろ話をしていたら、私の母親が奥のほうから、古びた、今で言う権利書ですけれども、それを持ち出して、明治元年のやつですけれども、その地券に、「駿河国安部郡」という、こういう言葉が残されていて、まだついこの間、ついこの間って、もう明治元年に生まれた人は生きている人はいませんけれども、ついこの間まで、こういう駿河の国という言葉が使われていた。皆さんも御存じのように、645年の大化の改新から明治になるまで1,200年以上も、この地は駿河の国と呼ばれていたわけでございます。さらに言うならば、さかのぼって古墳がつくられ始めた4世紀ごろの古文書にも、字は違いますけれども、珠流河の国という文字が残されたこと記憶しております。

これから地方分権がますます進もうという現在、それぞれが独立国であった、大昔の話ですけれども、その時代から大切に受け継がれてきた、この「駿河」という地名に、私は何か運命的なものを感じます。また、ある人は駿河という話を、私の身の周りの人たちにしますと、まるで江戸時代に帰ったような気持ちになっていやだという、こういうふうな人もいますけれども、私は、全世界が戦争に突入していった、あるいはその連続であったときに、3世紀近くも平和な

時代が続いたこと、それから、そういうことを受けて、日本のあらゆる伝統文化が体系化されていった、世界に誇れる豊かな文化生活を送っていたこの日本の江戸時代というものに、誇りを持つ一人でございます。ですから1つにはそういう歴史的な観点から。

もう1つの理由は、新しい市になるということに対しての心構えという、こういう観点でございます。確かに「静岡市」という名前も由緒ある、愛着もある、非常にいい市名ですけども、その発祥をたどってみますと、これも明治2年の藩籍奉還によって、駿河の中心の意味を持つ「府中」という名前から、明治の新政府に気を使って「静岡」に改めたというふうに聞きました。語源は賤機山の麓にあるという意味、あるいは四季を通じて大変静かで穏かである地方という意味、また明治維新によって世の中が静かになったという、こういう意味を含めて名付けたという、こういうことでございます。

私は、政令市として新市が生まれ変わるということは、まさしく生まれ変わるという、こういう意味で、決して今までの延長線上ではあり得ないというふうに思います。特に議員の皆さんや、あるいは市の職員の皆さんの猛烈な勉強、猛烈な努力によって、私は今、市民の多くが抱えている不安を払拭していったり、あるいは多くの市民が期待していることを裏切らないように、まちづくりを進めるという、こういう責任が大変強いというふうに思います。そういう意味からも、私は、これから政令市になりましたら、目標とすべき都市というのは東京都だというふうに置いて、そしてまちづくりを進めるべきだというふうに思います。また、そのことを明確に位置づけるべきだとも思います。

そういう意味合いで、行政はもとより私たち市民も、そういう深い意識で臨んでまちづくりをしていくという、こういうことが新しい政令市の、私は一番の目標だというふうに思います。歴史に「たら」とか「れば」というのはないというふうによく言いますが、もし豊臣秀吉が、策略で家康を関東のほうへ領土替えしなかったとしたら、もしそれがなかったとしたら、この地というのは、恐らく日本の首都になっていたんじゃないかというふうに私は思います。

当時引退して、家康が駿府に帰ってきたとき、そのときの人口を調べてみますと、この駿府の人口は約10万人でした。当時江戸の人口が15万人です。そのくらい、この地というのは栄えていた、こういう町でございます。政令市になることによって、そういう東京にひけをとらない、すばらしい町にしていくという、こういう心意気を込めて、新市名に「駿河市」という、こういうことを推薦をいたしました。以上でございます。

望月眞佐志委員（清水市農業協同組合代表理事専務） 私も、今の投票には、「静岡市」「清水市」書かなかったわけなんですけど、その理由は、前々から申し上げているように、新しい市は

新しい名前で行くべきだというのが基本にあるわけですけど、私、名称選考委員会にしまして、名称選考委員会で5つに絞り込むときに、個々の票数、応募数、これは考慮に入れないで選ぶんだよということで選んできたわけですけど、ここへ来まして、別のちょっと分析の仕方をしてみましたら、漢字の「静岡」「清水」、この名前で応募してくれた方が有効総数の43.5%でした。そうは言っても、平仮名の、「しみず」「しずおか」、片仮名の「シズオカ」「シミズ」、こういうのもありましたので、これも加えてみますと、いわゆる静岡、清水と書いた方がおよそ51%です。それ以外の方49%の方は、新市の名前を新しい名前であるように考えていただいたというような受け取り方もできるだろうということで、概ね公募してくれた方の半数の方が新しい名称を望んでいると、僕はその重みを考えて、新しい名前を出しました。

特に「日本平」ですけど、これについては先ほど太田委員からもありましたように、日本の国名をつけるという、この大それたといえますか、こういう考え方というのは、これから新しい政令都市として、日本全国あるいは世界に向けて、この地域を発信していくのに、非常にふさわしい名前だろうというふうに思います。以上です。

剣持委員 私ども、いろいろ他都市を訪問するときに特に感じることは、静岡っていいところですね、一度行ってみたい、住んでみたいよという人が非常に多いということを感じているわけです。当然清水もいいところです。やっぱり全国的なアンケートの中でも上位ランクされている、それは静岡県を指しているか、静岡市を指しているか、それはわかりません。しかし、全国的に静岡の歴史的なところとか、自然、風土、いろんな産業等々が非常にネーミングとして全国津々浦々まで浸透していると言っても、私は言い過ぎではないだろうと思っております。

特に今、地方分権時代の中で、これから東京、名古屋のちょうど中間にある静岡市が、中核市から政令市に向かっていく。そのときに庵原3町の合併問題もある、あるいはお隣の3市2町、そういった合併問題も今言われているわけです。そういったことを合わせたときに、やはりここは静岡、清水、とりわけ静岡がリーダーシップを発揮して、中部圏の中の、東京、名古屋の中間に位置する100万都市に向けて、静岡が先導的な役割をしていく。名前をそういう形でネーミングとして売っていくということが大事ではないかと思っています。

特にこの間、総務大臣が来たときに言っていらっしゃったのですが、今、合併支援プランの中で、17年までに、恐らく限りなく合併していくと、まあ1,000に近づいていけると、そういう形で言っておられました。その行き着くところは、連邦制、あるいは道州制となってくると、私は静岡県というものが、もしかしたら東海州の部分になるか、あるいは関東州になるか、あるいは山静の域になるかわかりませんが、そういった静岡県というものがなくなるかもしれない。ま

して合併によって、この静岡市という地名がなくなったら、全国に静岡ってどこへ行っちゃったのということにもなりかねない。

浜松のある企業の社長さんが、静岡というところがいいところだから、あんたち遠慮すりゃ、私らもらってもいいよって、これは冗談でしょうけれども言っておられたことが、何か印象に残っているわけですが、いずれにしても、私はそういう意味でも、この政令市の中で、ひとつぜひこれは清水市民に御理解いただいて、我々は自信と誇りを持って、この政令市の中で100万都市構想を実現していくと。胸を張って子供たちにそれを訴えていくと、そういう意味でも寛大なる御理解をぜひお願いして、私の推薦の、私は静岡ということを書きましたが。以上です。

小嶋会長 ほかに推薦。

石津委員 私も「静岡」を推薦するという事で理由を申し述べたいと思います。

まず3点に絞られたわけですけども、どれも、いろんな由来とか故事来歴がある名前だと思っております。そして、この合併協の委員の皆さん自体も、いろんな思い入れとか、それに対する考え方もおありだと思います。そういった中で、この38名で決めていくときに、どれだけ名前の客観性を持たせるかということ、まず考えてみたいと思います。そういう意味から、私は、従来主張していたのは、全市民に、名前を含めたアンケートをとということで、市民の皆さん、両市といいますが、新しく市になる市民の方が、どういう御希望を持っているのかということ、客観的な事実として知りたいということで提案させていただきました。

それにつきましては、この協議会の中で皆さんの御賛同が得られなかったものですから、残念ながら、そういう方向には行きませんでした。それでは、次善の策ではありませんけども、某新聞社が、両市の市民にアンケートをとっております。5つの中から、どれがということ言われております。これはサンプル数としては、私が言ってる全市民アンケートと比較すれば、比較すべきものでもありませんけれども、1つの客観的な事実として、これはとらえなければならぬ。だから、そういう意味では、市民が希望している名前、これが一番望ましいんじゃないかというふうに思っております。自分自身の思い入れ等は、その次善のことではないかと、そういうふう

に思っております。

そういう意味で、今までの経過の中から、「静岡」というのが、新しくなる市民の多くの方の御賛同を得られる名前ではないかというふうに思っております。以上です。

小嶋会長 ほかに推薦意見をお持ちの方、御発言をお願いします。

小澤絹子委員（しずおか女性の会会長） 静岡市の小澤です。

私も「静岡」を推薦したいと思います。

理由は5つぐらいあるんですが、この前、新市名の公募をいたしました。数は考慮に入れないという話でしたけれども、皆さんがどういうふうを考えているかということの判断にはなると思っています。その応募の件数が、約半分弱でしたけれども、約半分が「静岡市」であったということが、やはり皆さんがそういう希望があったということで、これは考慮に入れるべきだと思います。

2つ目としては、私も静岡、清水以外の人たちがどのように考えているのかと思ひまして、機会あるごとに皆さんに聞いてみました。そうしましたら、私が参考のために聞いたようなつもりだったものですから、いろんな考えがあるのかなと思って聞いたんですが、聞く人聞く人、どの人に聞いても、みんな、「静岡」にしてと言うんです。私のほうが驚いたんですけれども。あら、みんなこんなふうに思っているのかなと、実は思ったんです。そしてまた静岡から県外へ出ている人、この人にも会うことができましたので、何人が伺いましたけど、「この場合はそうだ、静岡だね」と、こう言われるものですから、まあ「静岡」「清水」を抜いたとしても、静岡県370万ぐらい人口があるわけですから、静岡・清水の70万抜いて300万ぐらい。そのぐらいの人たちが、やっぱり「静岡」と思うならば、これはやっぱり考慮に入れなきゃならないなと思ったんです。そういうことが要するに公募のときの「静岡」の数の多さというところにつながるのではなかったのかなあと、実は思ったんです。

3つ目として、新市は、これからも県庁所在地であり続けるわけですね。そういうことで県庁所在地静岡というのは、もう日本じゅうに知れ渡ってるわけですので、これは変えないほうがいいんじゃないのか、そういうふうに思いました。

4つ目としては、ときどき道州制の話が出ますけれども、もしもそういうふうになったとしたら、ここに「静岡」という名前がなくなれば、「静岡」という地名がここにあったというのも全然消えてしまうわけですので、ぜひ、ここいら辺に静岡という名前を残しておきたい。そのためのにですけど、そういう意味でも「静岡」にしておいて。

5つ目としては、経済面で考えると、「静岡」にしたほうが、それ以外にしたときの場合のことを考えると、経費は少なく済むんじゃないのかなあと、そんなふうに思いましたので。

まあいろんな方面から考えたんですけれども、今の5つの理由で、私は「静岡市」を推薦したいと思います。以上です。

小嶋会長 ほかに推薦意見お持ちの方。藤浪さんどうぞ。

藤浪委員 私は「駿河市」がいいと思ひまして、「駿河」に投票したわけでありまして。私は清水に、今年で67になりますので67年間住んでおりまして、私自身、だれにも負けないほど清水が好きでというふうに自負しております。そうして、できれば、私は清水の名前を新市の中へ残した

いなという気持ちで、まだ現在いっぱいであります。しかし、静岡・清水が合併して、新たな政令都市に生まれ変わろうということから、大変残念ですが、私は清水の名前をやめまして、「駿河」に投票をしたわけでありまして。

理由といたしましては、先ほど、それぞれの委員さんの中からもいろいろ出されておりましたが、やはり静岡・清水は、両市共有の駿河の国という由緒ある歴史を共有をしておるといふことから、これがよりベターじゃないかなというふうにも思っておりますし、また近い将来、同じ駿河地域であります、先ほど剣持委員さんのほうからお話もありましたが、庵原3町とか、あるいは焼津市等を含めた、名実ともに100万都市に思いをはせまして、私は駿河に投票をしたわけありますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

小嶋会長 ほかにいいですか。

皆さん、それぞれいろんな思いがございまして、と思いますけれども。

栗田知明委員 今、藤浪さんも、ちょっと発言があったわけなんですけれども、私、一応議員をしているわけなんですけれども、最近視察でよその市へ行きますと、清水には清水エスパルスがあって、昔、清水の次郎長と言われた時代から、一番清水の名前を覚えているのは清水エスパルス、サッカーの関係から強いわけなんです。それから清水港という国際貿易港を抱えている、こういう点から見ていきまして、先ほどどなたか、静岡市の名前がと、こう言われましたけれども、大変私自身も、この清水市という名前に対する愛着と同時に、全国的に大変多くの名前が、この清水という名前が知れ渡っている。それは、同じ静岡市さんの名前と、私ども清水市の名前は、同じような気持ちではなかるうかと感ずるわけなんです。

ただ私、今回のこういう大きな2市が合併するという問題から見ていけば、新しく出直しをしながら、新しく飛躍をするという点から考えてみますと、お互いのそういう気持ちを捨てながらということの中での歩みをしていかなければならないような感じをするわけですね。そういう点から、新しい名前というものが、当然のごとく出てくるわけなんです。

で、先般も片山総務大臣ですか来たときも、いろいろ政令指定都市の問題が言われたわけなんですけれども、私、全国にある政令指定都市12市、これを見ていきましたら、この中で県と同じ名前というのが、千葉、京都、大阪、広島、福岡、この5つの市なんです。大都市である政令指定都市というものは、基本的には県名と市の名前が同じというのが少ないわけですね。先般、これから102万ある、さいたま市の場合は、浦和・大宮・与野という、この3つの市が、名前が違った市が合併するという形の中においては、新しい名前である、さいたま市という形にはなってきたわけでありまして、現実には最近、千葉や広島なんか見ていきましたら、対等合併

という形で大きく市がなくなったわけではなくして、吸収合併という形の中で、千葉市へ、そして広島市へ吸収されていった中において、この2つの市が政令指定都市という名前になって、その方向へ入っていった。こういう点考えてみますと、私は、こういう大都市関係が合併という問題を抱えたならば、新しい名前で、県と同一名を称するという問題ではなくして動いていかななくてはならない問題ではいのかなどということを特に感ずるわけなんですね。

合併には、いろいろな問題は抱えておりますけれども、名前自身から見ていきますと、お互いのそういう言い分を、ある一定据えた形の中で、新しい名前へ進んでいかなかったならば、大事業というのは進まないような感じをするわけです。

特に私、以前から、この会合の中で、ちょっと気になっているのは、この名称問題の中において、どうしても「静岡市」という名称を捨てるわけにいかないと、こういうような言い方が割合聞かれてくるわけなんですね。そうしますと、お互い、清水の場合もそう。僕は清水という名前が好きでありますけれども、現実には合併という問題の中において、その名前ではない新しい名前を入れてきた。その中で、そこばっかに固執をしていったならば、じゃ皆さんが考えている合併という問題に対しても、大きな障害が起こってくるような感じがしてしょうがないわけなんですね。全国の政令指定都市の中においても、県名と同じ市がそんな多くはない。そういうことから考えてみましても、新しく飛躍するという点から考えてみましたら、旧名を捨てて、新しい名前の中で新しい大都市を建設していくのが一番理想であろうと感じておりますし、そういう方向を目指していかななくてはならないと感じております。

合併には、大変大きな問題がたくさんありますし、まだ考え方が一致していない、たくさん問題ありますけれども、それはそれとしまして、名称自身の問題から言ったら大同団結するような格好で、新市名をとということで私は考えているわけです。以上です。

小嶋会長 林委員、どうぞ。

林のぶ委員（静岡市教育委員会委員） 静岡の林です。

先般も非常に公募のことにこだわりましたけれども、私も一市民であります。よく市民の声を聞かないというふうに一般の方々言われますけれども、市民を代表して伺っていると思っておりますので。それと同時に、公募の意味というのを、いつでも背中に受けております。先ほども50%以上ということがありましたけれども、私も非常に熱い、そういう市民が新しくなっても、この名前で行きたいという思いを十分尊重していきたいと思っております。なお、地区説明会の直接的な御意見の中にも、このことはたくさんあって、そういう市民の方々の思いというのを自分では受けながら、「静岡」に投票させていただきました。以上です。

小嶋会長 それぞれ思いがとおりと思いますけれども、この辺で推薦意見の発表を終わらせていただきます。

本日の各委員からの御意見を参考に、次回2月28日開催の第28回合併協議会で、第2段階投票を実施をし、新市の名称を決定をしまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、2月28日の合併協議会におきましては、新市の名称決定に引き続き、3月20日に向けての合併の是非決定の方法についても御協議をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではここで本日の会議の総括をさせていただきます。

まず3月2日、3日開催の市民意見発表会につきましては、大多和委員長さんの報告のとおり実施をいたします。次に、事業所税の取り扱いにつきましては、事業所税は現行のとおりとする。ただし、清水市域の事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り不均一課税を実施をする。なお、第154国会において審議をされている地方自治法等の一部を改正する法律第2条の規定が合併期日までに施行されているときには、合併が行われた日の属する年度及び、これに続く5年度に限り課税免除を適用するとすることといたします。

次に、新市の名称につきましては、本日の第1段階の投票結果を踏まえ、次回2月28日に「静岡市」「駿河市」「日本平市」の中から1点を無記名投票により決定をし、大方の賛同とするということであります。以上のとおりであります。

その他であります、事務局から何かありましたら報告を願います。

その他

事務局 それでは、日程につきまして御確認をさせていただきます。

次回の合併協議会でございますが、2月28日、木曜日でございますが、午後6時から、当ホテルセンチュリー静岡で開催をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

小嶋会長 ただいまの事務局からのお知らせについて御質問等ございますか。

栗田知明委員 日程的にいきますと、以前から言われていた点としましてね、この合併協の責任は、この新市建設計画をつくることだよと、こう言われてきていたわけですがけれども、2月28日、そして3月20日の合併協が計画されているわけなんですけれども、その後は、もしこれが是とするような格好が出てきた場合は、各両市の議会で廃置分合の議会を持つ、こういうことが言われているわけですがけれども、この合併協としては、この3月20日の是非判断ですべて終わるのか。

他のところなんかについては、協定関係の問題等がいろいろなされているようですけれども、その辺は、この合併協としては、3月20日の問題ですべて終えてしまって、その後のものはないんでしょうかね。その辺はどういう格好で進むんでしょうか。

小嶋会長 事務局から説明してください。

事務局長 お答えを申し上げます。この合併協議会につきましては、3月の20日に合併の是非判断をいたします。で、合併が是となりますと、その後、合併協定書の調印というものがございますが、それをもちまして、一応合併協議会としての仕事はすべて終了をするということでございます。以上でございます。

栗田知明委員 3月20日が、そういう格好で、合併の協定書というのは、どういう格好でどうされるんですか。例えば合併協としてということですか、それとも両市長ですか。

小嶋会長 事務局どうぞ。

事務局長 お答えを申し上げます。この合併協定書につきましては、両市長の間での協定を結ぶということになります。以上でございます。

栗田知明委員 そうしますと、合併協としては、3月20日の是非判断で一切終わって、その方向づけを是とした場合については、両市長の間で合併協定書が結ばれると、こういう格好の考え方ですか。それができてから、今度は各両市の議会で廃置分合の議会を持つ、こういうスケジュールになるんでしょうか。

事務局長 そのとおりでございます。

小嶋会長 そのとおりですよ。

よろしいですか。

それでは以上をもちまして第27回合併協議会を閉会をいたします。長時間にわたり御苦労さまでございました